

## 議第四十一号

### 岐阜県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例について

岐阜県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和二年二月二十日提出

岐阜県知事 古田 肇

### 岐阜県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

岐阜県食品衛生法施行条例（平成十二年岐阜県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

#### 第二条 削除

第三条第一項中「同条の」を「同条に規定する」に、「別表第三」を「別表」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 知事は、前項の基準を適用することが適当でないと認める露店その他の規則で定める営業については、当該基準を緩和することができる。

第五条に次の一項を加える。

2 営業許可を受けた者は、法第五十条の二第一項に規定する基準に従い定めた食品衛生責任者の氏名を当該営業許可に係る営業の施設の見やすい場所に掲示しなければならない。

別表第一及び別表第二を削る。

別表第三一の項中「魚肉ねり製品製造業」を「魚肉練り製品製造業」に、「びん詰食品製造業」を「瓶詰食品製造業」に改め、同項構造等に関する基準の欄第二号中「さらに」を「更に」に改め、同欄第五号及び第六号中「すきま」を「隙間」に改め、同表十の項中「魚介類せり売業」を「魚介類競り売り営業」に改め、同表十二の項中「めん類製造業」を「麺類製造業」に改め、同項第一号中「ゆでめん」を「ゆで麺」に改め、同表を別表とする。

#### 附 則

1 この条例は、令和二年六月一日から施行する。

2 改正前の第二条、別表第一（十一の項第三号を除く。）及び別表第二（九の項（別表第一の一の項第三号に係る部分に限る。）を除く。）の規定は、令和三年五月三十一日までの間は、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十六号）附則第五条に規定する基準として、なおその効力を有する。

## 提 案 説 明

食品衛生法の一部改正に伴い、営業の施設において公衆衛生上講ずべき措置に関する基準を廃止する等のため、この条例を定めようとする。